

## 令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(I-1-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医療従事者の働き方改革を推進すること(施策目標I-1-2) 基本目標I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること						担当部局名	医政局	作成責任者名	医事課長 林 修一郎 看護課長 習田 由美子 総務課長 姫野 泰啓																					
施策の概要	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <p>医師の働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、医師については、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとした。</li> <li>これに伴い、平成29年8月より「医師の働き方改革に関する検討会」において検討を重ね、平成31年3月に報告書を取りまとめた。報告書においては、労働時間管理の適正化に加え、労働時間短縮を強力に進めていくための具体的な方向性として、           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化(タスク・シフティング、タスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化や勤務環境の改善)</li> <li>② 地域医療提供体制における機能分化・連携、プライマリ・ケアの充実、集約化・重点化の推進(これを促進するための医療情報の整理・共有化を含む)、医師偏在対策の推進</li> <li>③ 上手な医療のかかり方の周知</li> </ul>           が掲げられている。         </li> <li>また、同時に医師からのタスク・シフティング/タスク・シェアリングを受け止める看護職の業務効率化も進める必要がある。</li> <li>また、令和元年7月より「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、当該報告書で引き続き検討することとされた論点の検討を行い、令和2年12月に「中間とりまとめ」を公表し、以下の内容を盛り込んだ改正医療法が令和3年5月に成立した。</li> <li>① 勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成</li> <li>② 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設</li> <li>③ 当該医療機関における健康確保措置(面接指導、勤務間インターバル規制等)の実施</li> <li>④ 医療関係職種がより専門性を活かせるようにする観点から、各職種の業務範囲の拡大 等</li> </ul>																														
施策を取り巻く現状	<p>2024年4月の医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始後も、医療従事者を含めた国民全体の理解促進のため働き方改革に関する制度の周知を行うとともに、医療機関における労務管理の徹底や、特定行為研修制度の更なる推進によるタスク・シフト等により、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において労働時間の短縮をはじめとした働き方改革を推進していく必要がある。</p> <p>そのうえで、大学病院や地域の中核医療機関から行われている医師派遣により、地域医療が確保されている実態を踏まえ、上限規制の適用に当たり、都道府県や病院を対象に、施行に向けた準備状況や医療提供体制への影響に関する実態を把握しながら、都道府県と緊密に連携をとりつつ必要な対応を行っていく必要がある。</p>																														
施策実現のための課題	1	<p>医師の長時間労働の背景には、個々の医療機関における業務・組織マネジメントの課題のみならず、医療の需給や偏在、医師の養成の在り方、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在、医療・介護連携や国民の医療のかかり方等における様々な課題が絡み合って存在している。また、個々の医師の健康確保、医療の質や安全を確保するに当たっては、医療現場への影響や医師の勤務実態も勘案しながら、医師の健康確保措置の枠組み及び医師の労働時間の短縮のあり方等について議論を行う必要がある。同時に、医師との協働をする看護職の業務についても効率化を図ることが求められている。</p>																													
各課題に対応した達成目標	目標1 (課題1)	<p style="text-align: center;"><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>					<p style="text-align: center;"><b>達成目標の設定理由</b></p>																								
		<p>医師の働き方改革の推進</p>					<p>医師の働き方改革は、全ての人が医療を受ける可能性があることに鑑みても、国民全体・社会全体で考えられるべき課題であり、各医療機関が令和6(2024)年4月からの平成30年改正労働基準法に基づき新たな時間外労働に対する規制内容を遵守できる条件整備を図る観点からも推進していくことが求められる。</p>																								
<p><b>達成目標1について</b></p>																															
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b>		基準値	目標値	目標年度	<p style="text-align: center;"><b>年度ごとの目標値(参考値)</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">前年度以上</td> <td style="text-align: center;">25%</td> <td style="text-align: center;">25.0%</td> <td style="text-align: center;">30.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23.8%</td> <td style="text-align: center;">30.0%</td> <td style="text-align: center;">24%</td> <td style="text-align: center;">24.4%</td> <td style="text-align: center;">23.0%</td> </tr> </tbody> </table>			年度ごとの実績値					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	-	前年度以上	25%	25.0%	30.0%	23.8%	30.0%	24%	24.4%	23.0%	<b>測定指標の選定理由</b>			<b>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
年度ごとの実績値																															
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																											
-	前年度以上	25%	25.0%	30.0%																											
23.8%	30.0%	24%	24.4%	23.0%																											
1	医療のかかり方普及事業を認知している成人の割合(アウトカム)	令和元年度	令和4年度							<p>・目標値については、普及の促進を図ることも目的とし、初年度以上としている。</p> <p>・令和3年度は子育て層をターゲットとし、Web広告に重点を置いたため、高齢者層の値が大きく低下したが、令和4年度についてはTVCM等も含めて広く認知を広げることとした。令和5年度は「上手な医療のかかり方」アワードの刷新やラジオ番組とのタイアップ等の新規施策を実施し、更高的な認知度の向上を図る。</p>																					



(7)	集中的技能水準向上に向けた対応事業(令和4年度)	0.5億円 0.5億円	0.6億円 0.6億円	0.6億円	-	令和6(2024)年4月から診療に従事する医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制が適用される。医師の時間外労働時間の上限水準のうち、公益上必要とされる分野において一定期間集中的に高度特定技能の習得に関連する診療業務を行う医師を対象とする(C)-2水準の高度特定高度技能の審査を行うに当たって、医療機関の教育研修環境(設備、症例数、指導医等)及び各分野の医師から提出される高度特定高度技能育成計画を個別に審査する必要があるため、様式、審査方法、審査基準等を確定し、審査体制を構築する必要がある。令和4年度においては審査組織の運用を行うことを目的とする。 ・特定高度技能研修の医療機関および技能研修計画の審査に向けた「相談窓口システム」「申請システム」「審査システム」を含む審査組織ホームページの構築及び運用を行う。 ・審査組織の運用に当たって審査委員会、統括委員会の運用と共にシステム構築に向けた検討会および各種委員会等を開催する。	2023-厚労-22-0078	
(8)	医療機関勤務環境評価センター運営費補助金(令和4年度)	- - 1.3億円 1.3億円	1.3億円	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年4月から適用される医師の時間外労働上限規制に向け、連携B・B又はCの特例水準の指定申請を行う医療機関の評価(労働時間管理体制、健康確保措置の実施体制等)を実施する「医療機関勤務環境評価センター」に対し、一定の財政支援を行うことでセンターの安定的な組織運営を図り、評価事業の確実な遂行を目的とする。</li> <li>改正医療法に基づく医療法施行規則等により、厚生労働大臣は医療機関勤務環境評価センターを担う団体として令和4年度より日本医師会を指定している。連携B・B又はC水準の指定を受けることを希望する医療機関は、医療機関勤務環境評価センターによる評価の受審が必要であるため、医師の時間外・休日労働の上限規制が開始される2024年度に向けて、令和4年10月度より医療機関への評価受審の受付を開始したする。</li> </ul>	2023-厚労-22-0084	
(9)	勤務医等を対象とした働き方改革周知・啓発事業(令和4年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33】	- - 0.1億円 0.06億円	0.1億円	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされており、医療機関管理者に対する研修会を令和元年度から実施している。しかし、医師の働き方改革を進めるためには、医療機関管理者のみならず実際に現場で働く多忙な勤務医等の理解も必要であることから、現場で働く勤務医に対して、今回の医師の時間外労働の上限規制の制度趣旨等について、周知・啓発等進めていく必要がある。本事業では勤務医への該当制度の周知理解に向けた資料・企画の設定を目的とする。</li> <li>勤務医を対象とした医師の働き方改革制度に関するセミナー、教育コンテンツ(周知啓発資料)の作成などを通じて、医師の働き方改革制度の周知を図る。</li> </ul>	2023-厚労-22-0085	
(10)	医師の働き方改革に係る地域医療への影響等に関する調査事業(令和4年度)	- - 0.8億円 0.7億円	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年4月から医師の時間外労働上限規制が適用されることから、時間外労働時間の現状や各医療機関の取組状況を把握するとともに、大学病院から関連病院への医師派遣の影響等についても調査を実施することにより、大学病院で勤務する医師の上限規制時のシミュレーションを行い実態把握することを目的とする。</li> <li>勤務実態調査および医師の働き方改革の地域医療への影響に関する調査の実施、集計、分析を行う。</li> </ul>	2023-厚労-22-0086	
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度	政策評価実施予定期 令和7年度	
施策の執行額(千円)		592,033		663,683		541,633		
施策に係る内閣の重要な施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			2022年2月25日	二〇二四年度からの第八次医療計画の策定に向けた検討を本格化させるとともに、二〇二四年四月の医師の時間外労働上限規制の施行に向けて、丁寧に準備を進めます。		